

第 2 7 回 総 会 議 事 録

令和 4 年 1 0 月 2 8 日 開 会

令和 4 年 1 0 月 2 8 日 閉 会

芦 別 市 農 業 委 員 会

本日提案された議案

- 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
- 議案第4号 現況証明願いについて
- 議案第5号 農地保有合理化事業に係る農用地の買入協議要請について
- 議案第6号 農用地利用集積計画の決定について
- その他

事務局出席者 鳴澤事務局長・石崎農地係長
開会 午後 1 時 23 分
閉会 午後 3 時 10 分

第27回芦別市農業委員会総会議事録

令和4年10月28日、第27回芦別市農業委員会総会を市議会第2・第3委員会室で開催した。

1 出席委員

1	山田光範	2	滝孝造	3	高橋正人
4		5	北野俊之	6	前浜和彦
7	谷野重彰	8	太田拓寿	9	神下勇
10		11	中住昭	12	藪雄一
13	小林英和	14	石尾豊	15	水田守
16	山本英幸				

2 欠席委員

高見明 加藤穰

3 議事録署名委員

谷野重彰、太田拓寿

農地係長 定刻よりも前ですが、委員の皆さんがそろいましたので、
只今から第27回芦別市農業委員会総会を開催します。

会 長 芦別市農業委員会憲章唱和（全員で唱和）
初めに、会長からご挨拶をお願いします。
第27回の総会にあたりひと言ご挨拶申し上げます。
（内容省略）

農地係長 ありがとうございます。これからの進行については議長より
お願いします。

議 長 本日の議事録署名委員を谷野、太田両委員にお願いします。
次に、諸般の報告をお願いします。

農地係長 高見委員、加藤委員が所用により欠席する旨の報告があり
ました。

議 長 次に、経過報告をお願いします。

農地係長 9月29日以降の経過について報告（内容省略）

議 長 続いて、本日提案の議案の概要について説明願います。

農地係長 議案の概要について説明（内容省略）

議 長 それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第18条第6
項の規定による通知の成立状況の確認について」を議題としま
す。事務局より説明をお願いします。

事務局 長 議案第1号についてご説明いたします。
今月の農地法第18条第6項における解約の通知は3件です。
合意解約時における農業委員会の審議については確認行為であ
ることからその内容について説明いたします。
（議案書に基づき、合意解約の内容を説明）
引き渡し期限までが6か月以内の書面合意であることから解
約が成立しているものと判断します。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
本件について意見等のある方は挙手願います。
（質問、意見なし）

議 長 よろしいですか。それでは採決します。この件について原案
どおり決定することとしてよろしいですか。
（全委員賛成）

議 長 全員賛成ですので、原案のとおり決定しました。

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 長

今月の農地法第5条による申請は1件で、農業用施設の建設に係る使用貸借による農地転用についてです。

本件は、すでに農業施設が建設されて利用されており、追認事案となりますが、会長、会長代理、事務局長による事情聴取を行い、故意によらない違反転用であると判断しました。

その際、会長から口頭による嚴重注意と許可申請時に始末書の添付を求めることとしております。

(議案書に基づき、内容を説明)

申請の内容は、別添調査書(資料No.1)のとおり、農用地区域内の農業施設用地及び第2種農地と判断し、各基準を満たしていると考えます。

本年10月24日に会長代理、太田委員、事務局長により、現地調査を行い、申請内容と現状の確認を行っております。

なお、本案件は、本総会において許可決定後、北海道農業会議へ意見聴取を行い、常設審議委員会において許可相当と判断されたのちに、許可することとなります。

議 長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。この件について意見等のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長

よろしいですか。それでは採決します。本件について原案とおり決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

議 長

全員賛成ですので、原案のとおり決定しました。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」事務局より説明をお願いします。

事務局 長

本件は令和2年7月に、農地法第5条の規定による許可を受けた案件で、その後許可条件に係る建築物の内容と工期が大きく変更となったことから、計画変更の承認申請があったものです。

(議案書に基づき、許可申請内容を説明)

申請の内容は、別添調査書（資料No.2）のとおり、各基準を満たしていると考えます。

議長 これより、質疑に入ります。本件について意見等のある方は挙手願います。

（質問、意見なし）

議長 よろしいですか。それでは採決します。本件について申請と
おり引き続き許可することによろしいですか。

（全委員賛成）

議長 全員賛成ですので、農業委員会は許可することに決定しまし
た。

次に、議案第4号「現況証明願いについて」を議題としま
す。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議長 議案第4号についてご説明いたします。

今月の現況証明願いについては1件、3筆分の願出が出て
おります。内容について説明します。

本件は、字芦別の案件となっております。

（議案書に基づき、内容を説明）

なお、現地調査は、本年10月13日に神下、谷野両委員と
事務局1名の計3名で実施しております。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

（質問、意見なし）

議長 よろしいですか。それでは採決します。この件について原案
どおり決定することとしてよろしいですか。

（全委員賛成）

議長 全員賛成ですので、原案のとおり決定しました。

続いて、議案第5号「農地保有合理化事業に係る農用地の買
入協議要請について」を議題とします。事務局より説明をお願
いします。

事務局 議長 農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき所有
権に係るあっせん申出がありましたが、次の農地については、
北海道農業公社による買入が特に必要と認められるので、同法
第16条第1項に基づき、芦別市長に対し要請するものです。

（議案書に基づき、要請内容を説明）

議長 説明が終わりましたので、これより、質疑に入ります。
意見等のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 全員賛成ですので、原案のとおり決定しました。それでは次に議案第6号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とする。事務局より説明をお願いします。

事務局長 今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は所有権の移転が6件、利用権の設定が1件となっています。

(小林委員退席)

所有権の移転-1について説明します。

(議案書に基づき、農用地利用集積計画(案)の内容を説明)

本件は農地保有合理化事業の10年タイプで、公社からの売り渡し案件であり、別添調査書(資料No.3)のとおり、各基準を満たしていると考えます。

議長 所有権の移転-1について、ご意見ご質問等ありませんか。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決します。所有権の移転-1について原案のとおり決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

議長 全員賛成ですので、所有権の移転-1については、原案のとおり決定しました。続いて所有権の移転-2について、事務局より説明をお願いします。

(小林委員着席)

事務局長 所有権の移転-2について説明します。

(議案書に基づき、農用地利用集積計画(案)の内容を説明)

本件も農地保有合理化事業の10年タイプで、公社からの売り渡し案件であり、別添調査書(資料No.3)のとおり、各基準を満たしていると考えます。

議長 所有権の移転-2について、ご意見ご質問等ありませんか。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決します。所有権の移転-2について原案のとおり決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

議 長 全員賛成ですので、所有権の移転－2については、原案のとおり決定しました。続いて所有権の移転－3について、事務局より説明をお願いします。

事務局 長 所有権の移転－3について説明します。
(議案書に基づき、農用地利用集積計画(案)の内容を説明)
本件は農地保有合理化事業で、先月の総会で市に対して農用地の買入協議に係る要請を公社に対して行った案件です。
本件も別添調査書(資料No.3)のとおり、各基準を満たしていると考えます。

議 長 所有権の移転－3について、ご意見ご質問等ありませんか。
(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決します。所有権の移転－3について原案のとおり決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

議 長 全員賛成ですので、所有権の移転－3については、原案のとおり決定しました。続いて所有権の移転－4について、事務局より説明をお願いします。

事務局 長 所有権の移転－4について説明します。
(議案書に基づき、農用地利用集積計画(案)の内容を説明)
本件につきましては、別添調査書(資料No.3)のとおり、各基準を満たしていると考えます。

議 長 所有権の移転－4について、担当委員から説明願います。

小林委員 (所有権の移転－4の調整内容について説明)

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

所有権の移転－4について、意見等のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決します。所有権の移転－4について原案のとおり決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

議 長 全員賛成ですので、所有権の移転－4については、原案のとおり決定しました。続いて所有権の移転－5について、事務局より説明をお願いします。

事務局 長 所有権の移転－５について説明します。
(議案書に基づき、農用地利用集積計画(案)の内容を説明)
本件につきましては、別添調査書(資料No.3)のとおり、各
基準を満たしていると考えます。

議 長 所有権の移転－５について、担当委員から説明願います。
小林委員 (所有権の移転－５の調整内容について説明)
議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
所有権の移転－５について、意見等のある方は挙手願います。
(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決します。所有権の移転－５に
ついて原案のとおり決定することとしてよろしいですか。
(全委員賛成)

議 長 全員賛成ですので、所有権の移転－５については、原案のと
おり決定しました。続いて所有権の移転－６について、事務局
より説明をお願いします。

事務局 長 所有権の移転－６について説明します。
(議案書に基づき、農用地利用集積計画(案)の内容を説明)
本件につきましては、別添調査書(資料No.3)のとおり、各
基準を満たしていると考えます。

議 長 所有権の移転－６について、担当委員から説明願います。
薮委員 (所有権の移転－６の調整内容について説明)
議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
所有権の移転－６について、意見等のある方は挙手願います。
(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決します。所有権の移転－６に
ついて原案のとおり決定することとしてよろしいですか。
(全委員賛成)

議 長 全員賛成ですので、所有権の移転－６については、原案のと
おり決定しました。
次に利用権の設定－１について、事務局より説明をお願いします。

事務局 長 (議案書に基づき、農用地利用集積計画(案)の内容を説明)
本件につきましては、別添調査書(資料No.3)のとおり、各

基準を満たしていると考えます。

- 議 長 利用権の設定－1について、担当委員から説明願います。
委員 (利用権の設定－1の調整内容について説明)
議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
委員 利用権の設定－1について、意見等のある方は挙手願います。
(質問、意見なし)
- 議 長 よろしいですか。それでは採決します。利用権の設定－1に
委員 ついて原案とおりに決定することとしてよろしいですか。
(全委員賛成)
- 議 長 全員賛成ですので、利用権の設定－1については、原案のと
委員 おり決定しました。
これですべての議事案件が終了しました。
次に「その他」に入ります。はじめに、事務局から報告願
います。
- 事 務 局 長 ①次回の総会は、11月28日(月)午前10時から、たきか
わ農協芦別支店2階役員会議室で行う予定
午後から深川市で農業委員研修が開催されるので、欠席の
場合は事務局に報告を
- 議 長 ②令和5年度農地賃貸借に係る期間満了リスト
③総会終了後、休憩をはさんで「関係行政機関等に対する意
見書提出」に係る専門部会を開催する。農政部、農畜産部に
分かれて協議
- 議 長 この件について、ご質問等ございませんか。
(質問、意見なし)
- 議 長 無ければ次、JAたきかわからお願いします。
委員 ・米の出荷状況について(低タンパク米90.6%)
・水活の見直しに係る諸課題について
・国の資材高騰対策について
(その他内容省略)
- 議 長 この件について、ご質問等ございませんか。
(質問、意見なし)
- 中 住 委 員 無ければ、次に土地改良区から報告願います。
・11月30日総会(決算、補正予算)

議長

・水活の見直しに係る対応は状況を見ている
これで、全て終了となりますが最後に全体をとおして何か質問等ございませんか。

(質問・意見なし)

無ければ、以上をもって、総会を終了する。

以上のおり、第27回総会の顛末を記録し、その内容について相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長

議事録署名委員

議事録署名委員
